

一般社団法人北九州市立大学同窓会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北九州市立大学同窓会(以下「本会」という。)の行う表彰について必要な事項を定める。

(表彰審査委員会)

第2条 表彰の適正を期するため、表彰審査委員会を置く。

2 表彰審査委員会は、次の委員で構成し、委員は一般社団法人北九州市立大学同窓会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1)役員 若干名
- (2)代議員 若干名

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(表彰)

第3条 会長は、次の各号の一に該当する者のうち、表彰審査委員会が適当と認める者を表彰する。なお、表彰は1回限りとする。

- (1)本会の役員、代議員、支部役員及び職員として本会の充実発展に寄与し、その功績が顕著な者
- (2)本会会員で広く経済・社会・文化の発展に貢献し、北九州市立大学の名誉を高めた者
- (3)その他会長が特に必要と認める者

(表彰の方法)

第4条 表彰は、感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は総会時に行う。ただし、特別の事情があるときは、隨時行うことができる。

(被表彰者が亡くなられたときの処置)

第6条 表彰を受ける者が表彰前に亡くなられたときは、感謝状及び記念品は、その遺族に贈呈する。

(委任)

第7条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

表彰審査基準

一般社団法人北九州市立大学同窓会表彰規程第3条の規定による(1)号の表彰の審査は、次の基準によるものとする。

- 1 役員の職に通算して4年以上あって退任した者
- 2 評議員及び代議員の職に通算して6年以上あって退任した者
- 3 支部役員の職に通算して5年以上あって退任した者
 - (1) 支部役員の職に通算して6年以上あって推薦のあった者
- 4 本会の職員として優良な成績で5年以上勤務した者

附 則

この規程は、北九州市立大学同窓会の「北九州市立大学同窓会表彰規程」を承継し当法人設立の令和4年4月1日より施行する。